

弘前市内四大学図書館間の相互利用に関する申合せ

弘前大学附属図書館、弘前学院大学附属図書館、東北女子大学附属図書館、弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館（以下「協定図書館」という。）は、学習及び教育研究活動の向上のため、図書館間の相互利用を一層円滑に推進することを目的とし、以下のとおり申し合わせる。

1. 利用者の範囲

対象とする利用者は、それぞれの大学に在籍する学生及び教職員とする。

2. 入館利用

(1) 利用者は、在籍する大学が発行する学生証または職員証等の提示で、協定図書館に入館できる。

ただし、東北女子大学附属図書館を利用する場合は事前連絡することとし、男子学生の利用は不可とする。

(2) 利用者は、利用する協定図書館の利用規則等に基づき、閲覧及び複写等のサービスを受けることができる。

(3) 利用者は、利用する協定図書館の利用規則等を遵守しなければならない。

3. 図書館間相互貸借

(1) 必要と認められた場合には、協定図書館間で郵送等により所蔵資料を借り受けることができる。

(2) 相互貸借にかかる経費は借受館が負担するものとする。

(3) 貸出期間、貸出冊数は貸出館の定めによるものとする。

(4) 借受館は、借り受けた資料を紛失または汚損したときは、貸出館の定めるところにより弁償しなければならない。

4. 協議事項

この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別途協議し定める。

5. 有効期間

この申合せの有効期間は、申合せの締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに協定図書館のいずれかからの解除・変更の申し出がない限り、更に1年間更新し、その後も同様とする。

6. その他

この申合せの締結に伴い、「弘前市内三大学図書館の相互協力に関する申合せ」（昭和63年10月20日締結）は廃止する。

この申合せ書は4通作成し、協定図書館長が各1通を保有する。

令和2年 1 月 6 日

弘前大学附属図書館長

郡 千寿子

弘前学院大学附属図書館長

佐藤 和博

東北女子大学附属図書館長

佐々木 隆

弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部

総合図書館長

木村 博人